

登録政治資金監査人の守秘義務について

登録政治資金監査人は、政治資金監査業務を行う際に、会計帳簿をはじめとする国会議員関係政治団体の収支に関する事項を知り得る立場にあり、実際にこれらを知ることにもなる。

それらの事項の中には、政治資金規正法（以下「法」という。）の規定により公表される収支報告書及び政治資金監査報告書に記載されない事項も含まれる。

登録政治資金監査人が業務上知り得た秘密を漏らしてはならないことは、職業専門家としての職業倫理上からも当然のことであるが、その担保として、法第19条の28第1項により登録政治資金監査人には、政治資金監査の業務に関して知り得た秘密に関する守秘義務が課されており、その違反に対しては、法第26条の7により1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとされている。

○政治資金規正法

（秘密保持義務）

第十九条の二十八 登録政治資金監査人又は登録政治資金監査人であつた者は、正当な理由がなく、政治資金監査の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 登録政治資金監査人の使用人その他の従業者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、政治資金監査の業務を補助したことについて知り得た秘密を漏らしてはならない。

第二十六条の七 第十九条の二十八又は第十九条の三十二第七項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

この点に関し、登録政治資金監査人の要件である、弁護士、公認会計士又は税理士と、それぞれの法律における守秘義務に関する規定を比較すると以下のとおりとなる。

	登録政治資金監査人	弁護士	公認会計士	税理士
根拠法	政治資金規正法	弁護士法	公認会計士法	税理士法
守秘義務	<p>(秘密保持義務) 第十九条の二十八 登録政治資金監査人又は登録政治資金監査人であった者は、<u>正当な理由がなく</u>、政治資金監査の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。 2 略</p>	<p>(秘密保持の権利及び義務) 第二十三条 弁護士又は弁護士であった者は、その職務上知り得た秘密を保持する権利を有し、義務を負う。但し、<u>法律に別段の定めがある場合は、この限りでない</u>。</p>	<p>(秘密を守る義務) 第二十七条 公認会計士は、<u>正当な理由がなく</u>、その業務上取り扱ったことについて知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。公認会計士でなくなつた後であつても、同様とする。</p>	<p>(秘密を守る義務) 第三十八条 税理士は、<u>正当な理由がなく</u>て、税理士業務に関して知り得た秘密を他に洩らし、又は窃用してはならない。税理士でなくなつた後においても、また同様とする。</p>
罰則	<p>第二十六条の七 第十九条の二十八又は第十九条の三十二第七項の規定に違反して秘密を漏らした者は、<u>一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金</u>に処する。</p>	<p>○刑法 (秘密漏示) 第一百三十四条 医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあつた者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、<u>六月以下の懲役又は十万円以下の罰金</u>に処する。 2 略</p>	<p>第五十二条 第二十七条（第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の十の十六又は第四十九条の二の規定に違反した者は、<u>二年以下の懲役又は百万円以下の罰金</u>に処する。 2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。</p>	<p>第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、<u>二年以下の懲役又は百万円以下の罰金</u>に処する。 一・二 略 三 第三十八条（第五十条第二項において準用する場合を含む。）又は第五十四条の規定に違反した者 四 略 2 前項第三号の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。</p>

※守秘義務違反が1年以下の懲役又は50万円以下の罰金となっているのは、言語聴覚士、技術士など。

(参考) 法改正時における国会審議

第 168 回国会 政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会 第 3 号

(平成 19 年 12 月 19 日)

○菅野哲雄委員 (社民党)

大臣、各政党、各会派の議論にゆだねるということも一つの手法だというふうに思います。ただし、総務省が所管している政治資金規正法の趣旨からして、矛盾点が生じてきたときには総務省がリーダーシップを発揮して改正に向かっていくという一つの流れもつくるべきだ、私はこのことを主張しておきたいというふうに思います。

最後になりますけれども、今回、政治資金適正化委員会を設置して、登録政治資金監査人が対象になっている政治団体を監査することになりました。第三者機関が政治資金をチェックすることに真っ向から反対するわけではないんですが、政治活動や組織のあり方について過度に介入したりすることは政治活動の自由という観点から防止しなければならないと私どもは考えています。

改正案では守秘義務が課せられていますが、情報流出や介入を防止する厳格な手だてが必要だというふうに思うんですが、政治資金適正化委員会がこれから基本方針なり登録政治資金監査人に関する事項を決めていくわけでありますから、政治活動の自由ということと監査のあり方、適正化委員会に過度の権限を与えるということは避けなければならないと私どもも考えているわけです。

このことについて見解があれば示していただきたいというふうに思いますし、今後の適正化委員会の議論の中でしっかり政治活動の自由という観点も議論していただきたいと思うんですが、コメントがあれば答弁願いたいと思います。

○増田国務大臣

お話の御趣旨、十分わかりました、受けとめさせていただきたいと思います。適正化委員会の方にもこうした議論をお伝えしておきたいと思ひますし、それから、何と申しましても、今回、こういう委員会を設置する、それから登録政治資金監査人制度を設けるといふ、この制度の趣旨を関係者みんなに十分周知徹底をする、理解していただくといふことは大変大事でございますので、このことに相努めたいと考えております。

○菅野委員

終わります。

1 登録政治資金監査人の守秘義務について

(1) 登録政治資金監査人が政治資金監査の業務に関して知り得た事実について

法において、政治資金監査は政治資金監査マニュアルに基づき4つの監査事項について行うと規定されていることを踏まえれば、登録政治資金監査人が政治資金監査の業務に関して知り得る事実として考えられるものの具体例としては、以下のようなものが考えられる。

【書面監査】

《法第19条の13第2項第1号に掲げる事項（会計帳簿等の保存）》

- 会計帳簿の態様、冊数
- そのほか、保存対象書類一覧表の記載事項

《法第19条の13第2項第2号に掲げる事項（会計帳簿の確認、領収書等との突合）》

- 各支出について、会計帳簿と突合した書面の種類
- 領収書等の必要記載事項の記載不備の指摘や高額領収書等のあて名等の確認など、政治資金監査報告書に記載されないやりとりの有無

《法第19条の13第2項第3号に掲げる事項（収支報告書の確認・検算）》

- 法の規定により公表される前の収支報告書の記載事項

《法第19条の13第2項第4号に掲げる事項（徴難明細書等の点検）》

- 領収書等を徴し難い事情に関し、会計責任者にヒアリングした事項

【会計責任者等に対するヒアリング】

- 政治資金監査報告書に記載した内容以外の会計責任者へのヒアリング内容
- 会計責任者等に対するヒアリングに同席した職務補佐者の有無及びその氏名等

【その他】

- 政治資金監査契約の内容
- 政治団体側の政治資金監査を受ける体制（氏名、役職、人数等）
- 政治資金監査のために訪問した国会議員関係政治団体の事務所の状況
- 国会議員関係政治団体の事務所に対する登録政治資金監査人の印象
- 各支出に対する登録政治資金監査人の適法性・違法性及び支出の妥当性に関する見解
- 報道された内容に関し、収支報告書及び政治資金監査報告書により公表された事項以外に関する事実の認否
- 法の規定により公表される前の政治資金監査報告書の記載事項

なお、上記は、あくまで政治資金監査を行う中で登録政治資金監査人が知る可能性のある事実として一般的に想定されるものについて、主な具体例として示したものであり、政治資金監査の業務に関して知り得た事実の全てを網羅したものではない。

このため、政治資金監査の実務において上記に示した具体例とは異なる事実を知り得た場合においては、当該事実が政治資金監査の業務に関して知り得た事実と該当するか否かを、個別の事実関係に即して判断する必要がある。

(2) 登録政治資金監査人の守秘義務に対する考え方について

政治資金監査の業務に関して知り得た事実としては上記(1)で示した具体例が想定される場所であり、これらが守秘義務によって守られるべき「秘密」に該当するかどうかについては、保護法益が当該事実の関係者の秘密であることを踏まえ、個別の事実関係に即して判断されるべきものである。この点については、法改正時の国会審議においても、登録政治資金監査人の守秘義務に関する具体的な議論はなく、罰則の適用もあることから、個別の事実関係に即して判断されることはやむを得ない。

しかしながら、

- ①国会議員関係政治団体の政治活動と密接に関係する全ての支出についての明細を記録した内部書類である会計帳簿や領収書等の原本について確認を行うこととなる政治資金監査制度への信頼の確保、
- ②当事者間の相互信頼に基づき行われるものであるという政治資金監査の基本的性格、
- ③政治資金監査契約においても、登録政治資金監査人は秘密保持義務が課せられていることが想定されること

などから、政治資金監査の業務に関して知り得た事実を他言することについて国会議員関係政治団体側から明示的に同意があった場合を除けば、登録政治資金監査人としては、政治資金監査の業務に関して知り得た事実は守秘義務の対象となる可能性があると考えることが適当ではないか。

一方、公表されている事実は、政治資金監査の業務に関して知り得た事実であったとしてもすでに一般に知られているものと考えられ、守秘義務の対象には該当しないと考えられる。

「政治資金監査の業務に関して知り得た秘密」に該当しないものの具体例

《公表された事項に関するもの》

- 公表された収支報告書に記載されている会計帳簿の記載事項（収入に関するものを含む。）

また、以下のような事実については、国会議員関係政治団体等の当該事実の関係者の「秘密」として保護すべきかどうかについて、3土業における守秘義務の運用も踏まえた検討が必要である。

- 登録政治資金監査人側の政治資金監査の体制（人数、氏名等）
 - ※ 政治資金監査契約の内容が守秘義務の対象となるのではないかということとの関係
- 政治資金監査に要した日数
- 国会議員関係政治団体と登録政治資金監査人の関係（確定申告事務の請負等）
- 政治資金監査の報酬の額（記載された収支報告書が公表されるまでの間）
- 同一の国会議員関係政治団体に対し連続で政治資金監査を行っている期間

(3) 守秘義務が解除される「正当な理由」について

守秘義務が解除される「正当な理由」については、実際には個別の事実関係に即して判断されるべきものではあるが、弁護士法、公認会計士法及び税理士法の守秘義務に関する規定の解釈において「正当な理由」とされている、①開示しようとする事項について当該事項の関係者から開示することの了解が得られている場合、②訴訟手続の過程で文書を作成し又は証拠を提出する場合など、法令に基づく義務又は権利がある場合、については、登録政治資金監査人の守秘義務に関しても「正当な理由」の一つであるものと考えられる。

なお、例えば上記①の開示しようとする事項の関係者の了解が得られていない取材対応については、上記②の法令に基づく義務又は権利がある場合にも基本的には該当しないことから、「正当な理由」には該当しないという整理が適当であると考えられる。

また、法の趣旨は、「政治団体及び公職の候補者により行われる政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため」、政治団体に係る政治資金の収支の公開を行うこととされているところではあるが、当該公開については、法に基づく収支報告書及び政治資金監査報告書の公開及び少額領収書等の写しの開示制度などにより行うべきものである。

【参考】 3 士業法における守秘義務の解釈及び解説

(1) 弁護士法

「職務上知り得た」というのは、弁護士としての職務を行う過程で知ることができたという意味であって、職務活動を離れて、たとえば、弁護士会の会務活動を行う過程で知った秘密を漏らしても、(弁護士法第) 23 条違反とはならない。

「秘密」とは、一般に知られていない非公知の事実をいうが、弁護士の職務範囲が広汎であることから、国家秘密、企業秘密、個人秘密すべてを含む。また、個人秘密については、本人も秘匿したいと考える性質を有する事項(主観的意味の秘密)と、一般人を基準としても秘匿しておきたいと考える性質を有する事項(客観的意味の秘密)の双方を含むと解するのが相当である。また、文理ないし 23 条の重要性からみて、秘密は依頼者自身の秘密のほかに、第三者の秘密も含まれると解すべきである。

正当な理由のある場合とは、弁護士自身が民事・刑事の係争当事者となったり、懲戒請求を受けた場合、すなわち自己防衛の必要性がある場合、依頼者の犯罪行為の意思が明確で、実行行為が差し迫っており、その結果も重大である場合などが考えられる。なお、民事訴訟法(196 条)、刑事訴訟法(149 条)の規定により証人としての証言拒絶ができる場合に、これをせずに証言を行い秘密を漏らしたときは、正当な理由があるとはいえないから、23 条違反となるというべきである。

23 条ただし書は、法律に別段の定めがある場合は、この限りでないと規定しているが、民事訴訟法 197 条 2 項(黙秘の義務を免除された場合)、刑事訴訟法 105 条ただし書(本人の承諾等がある場合の押収拒絶)、同法 149 条ただし書(本人の承諾等がある場合の証言拒絶権)等が別段の定めにあたる。

【高中正彦(2006)『弁護士法概説 [第3版]』三省堂】

《参考条文》

○民事訴訟法

(証言拒絶権)

第九十六条 証言が証人又は証人と次に掲げる関係を有する者が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれがある事項に関するときは、証人は、証言を拒むことができる。証言がこれらの者の名誉を害すべき事項に関するときも、同様とする。

- 一 配偶者、四親等内の血族若しくは三親等内の姻族の関係にあり、又はあったこと。
- 二 後見人と被後見人の関係にあること。

第九十七条 次に掲げる場合には、証人は、証言を拒むことができる。

- 一 第九十一条第一項の場合
 - 二 医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士(外国法事務弁護士を含む。)、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷若しくは祭祀の職にある者又はこれらの職にあった者が職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受ける場合
 - 三 技術又は職業の秘密に関する事項について尋問を受ける場合
- 2 前項の規定は、証人が黙秘の義務を免除された場合には、適用しない。

○刑事訴訟法

第二百五条 医師、歯科医師、助産師、看護師、弁護士（外国法事務弁護士を含む。）、弁理士、公証人、宗教の職に在る者又はこれらの職に在つた者は、業務上委託を受けたため、保管し、又は所持する物で他人の秘密に関するものについては、押収を拒むことができる。但し、本人が承諾した場合、押収の拒絶が被告人のためのみにする権利の濫用と認められる場合（被告人が本人である場合を除く。）その他裁判所の規則で定める事由がある場合は、この限りでない。

第四百十九条 医師、歯科医師、助産師、看護師、弁護士（外国法事務弁護士を含む。）、弁理士、公証人、宗教の職に在る者又はこれらの職に在つた者は、業務上委託を受けたため知り得た事実で他人の秘密に関するものについては、証言を拒むことができる。但し、本人が承諾した場合、証言の拒絶が被告人のためのみにする権利の濫用と認められる場合（被告人が本人である場合を除く。）その他裁判所の規則で定める事由がある場合は、この限りでない。

(2) 公認会計士法

公認会計士 倫理規則

(基本原則 4 守秘義務の原則)

第6条 会員は、正当な理由なく、業務上知り得た情報を他の者に漏洩し、又は自己若しくは第三者の利益のために利用してはならない。

2 会員は、業務上知り得た情報を利用しているのではないかという外観を呈することがないように留意しなければならない。

3 会員は、日常の社会生活においても第1項に定める義務（以下「守秘義務」という。）を負い、特に業務上の関係者又は家族若しくは近親者への意図や違反の自覚がないことによる情報漏洩には十分留意しなければならない。

4 会員は、潜在的な依頼人や雇用主から得た情報についても守秘義務を負う。

5 会員は、会員の監督下にある職員等及び会員の求めに応じて助言・支援を行う者に対しても守秘義務を遵守させる義務を負う。

6 守秘義務は、会員が会計事務所等を退所し、依頼人又は雇用主との関係が終了した後も解除されない。

7 会員は、その所属する組織内部において、適切に情報管理を行わなければならない。会員が所属する組織を変えた場合や、新規顧客を獲得した場合に、以前の経験を活かすことは否定されないが、業務上知り得た情報を利用したり漏洩したりしてはならない。

8 会員の守秘義務が解除される正当な理由があるときは、次のような場合である。

一 守秘義務の解除が法令等によって許容されており、かつ依頼人又は雇用主から了解が得られている場合

二 守秘義務の解除が法令等によって要求されている場合

イ 訴訟手続の過程で文書を作成し、又は証拠を提出するとき。

ロ 法令等に基づく、質問、調査又は検査に応じるとき。

ハ 法令等に基づき、法令違反等事実の申出を行うとき。

三 守秘義務の解除が法令等によって禁止されておらず、かつ、職業上の義務又は権利がある場合

イ 訴訟手続において会員の職業上の利益を擁護するとき。

ロ 本会の品質管理レビューに応じるとき。

ハ 会則等の規定により本会からの質問又は調査に応じるとき。

ニ 監査人の交代に際し、監査業務の引継ぎを行う等、監査の基準及びこの規則等に基づくとき。

9 会員は、守秘義務が解除され、情報を開示することが必要かを判断するに当たり考慮すべき点には、次のものが挙げられる。

一 情報を開示するに当たり、依頼人又は雇用主から了解が得られている場合でも、第三者も含めた利害関係者の利益が不当に損なわれるおそれがないかどうか。

二 開示する情報が、会員の知る限りにおいて、明確であるかどうか。

三 情報を開示する相手が、伝達先として適切かどうか。

四 情報を開示する伝達方法が適切かどうか。

第二号の考慮に当たっては、不確かな事実、不完全な情報又は根拠のない結論を含むような場合には、どのような情報を開示するかについて、職業的専門家として判断しなければならない。

注解 4 (第6条)

業務上知り得た情報とは、会員が、会計事務所等、雇用主及び依頼人から知り得た情報並びに専門業務を行うことにより知り得たその他の会社等の情報をいう。

【公認会計士協会】

公認会計士は、監査証明業務においても非監査証明業務においても、業務を行う際に、財務や会計に関する情報をはじめとする会社の経営に関する事項を知り得る立場にあり、実際にこれらを知ることにもなる。

それらの事項の中には、社外に周知することが予定されていないもの、結論や結果に至らない段階で取り扱われているもの等の秘密も含まれる。

正当な理由がある場合には、その業務上取り扱ったことについて知り得た秘密を他に漏らしても、信用失墜行為に該当せず、したがって、懲戒処分にも刑事罰にも問われない。

次のような場合には、正当な理由があると解され、秘密を開示することは信用失墜行為にも該当しないと解されている。

① 開示する権限が与えられている場合

例えば、被監査会社から同意を得ており、その開示によって影響を受ける関係者の利益を損ねないと考えられる場合が、該当すると解される。

② 法律によって開示が求められている場合

例えば、訴訟手続の過程で文書を作成し又は証拠を提出する場合、国会に証人として喚問され証言する場合、発見した法律違反を適切な公的機関による質問や調査に応じることによって開示する場合が、該当すると解される。

③ 開示する職業上の義務又は権利がある場合

例えば、訴訟手続において職業専門家としての公認会計士全体の利益を擁護する場合、日本公認会計士協会の会則、倫理規則等に準拠する場合、日本公認会計士協会による「品質管理レビュー」に応じる場合、懲戒の手続に付されて審問に応じる場合が、該当すると解される。

【羽藤秀雄（2004）『改正 公認会計士法－日本の公認会計士監査制度』同文館出版】

(3) 税理士法

税理士法基本通達

第 38 条《秘密を守る義務》関係

（正当な理由）

38-1 法第 38 条に規定する「正当な理由」とは、本人の許諾又は法令に基づく義務があることをいうものとする。

（税理士業務に関し知り得た秘密）

38-2 法第 38 条に規定する「税理士業務に関して知り得た秘密」とは、税理士業務を行うに当たって、依頼人の陳述又は自己の判断によって知り得た事実で、一般に知られていない事項及び当該事実の関係者が他言を禁じた事項をいうものとする。

（窃用）

38-3 法第 38 条に規定する「窃用」とは、自ら又は第三者のために利用することをいうものとする。

（使用者である税理士等が所属税理士から知り得た事項）

38-4 規則第 1 条の 2 第 2 項、第 6 項及び第 7 項の規定により使用者である税理士又は使用者である税理士法人の社員税理士が所属税理士から知り得た事項は、法 38 条に規定する「税理士業務に関して知り得た秘密」に含まれることに留意する。

【国税庁長官通達】